



平成22年10月22日

各 位

会 社 名 株式会社ウェアハウス
代表取締役社長 武藤 淳一
(コード番号4724 東証1部)
問 合 せ 先 取締役管理統括マネージャー 植田 季明
電 話 番 号 03-3257-1040 (代表)
E-mail:whk@warehouse.co.jp
http://www.warehouse.co.jp/

決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年10月22日開催の取締役会において、平成22年11月25日開催予定の臨時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の内容

現 在： 毎年12月31日

変 更 案： 毎年3月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第32期は、平成22年1月1日から平成23年3月31日までの15か月の変則決算となる予定であります。

2. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとしておりますが、親会社である株式会社ゲオ（以下、「親会社」といいます）の決算期（事業年度の末日）が毎年3月31日であるため、親会社と事業年度を一致させることにより、ゲオグループにおける連結決算等の経営情報に適切かつ的確に対応し、効率的な業務執行が可能になるよう、現行定款第37条を変更して当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までにするものであります。
- (2) 現在進行中の第32期事業年度を、平成22年1月1日から平成23年3月31日までの15ヶ月間とする旨の附則第1条を現行定款に新設するものであります。
- (3) 上記（1）に伴い、現行定款第13条に定める事業年度に関する定時株主総会の招集を毎年6月に変更するものであります。
- (4) 上記（1）に伴い、現行定款第14条に定める事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主の基準日を毎年3月31日に変更するものであります。
- (5) 上記（1）に伴い、現行定款第38条第1項に定める当社の期末配当の基準日を毎年3月31日に、第2項に定める中間配当の基準日を毎年9月30日にそれぞれ変更するものであります。
- (6) 事業年度の変更に伴う経過措置として、第31期定時株主総会において選任された取締役の任期は、第32期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする旨の附則第2条を現行定款に新設するものであります。

3. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎年<u>3</u>月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎年<u>6</u>月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p>
第6章 計算	第6章 計算
<p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日までとする。</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第38条 当社は、株主総会の決議によって毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、当社は、取締役の決議によって、毎年<u>6</u>月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第38条 当社は、株主総会の決議によって毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、当社は、取締役の決議によって、毎年<u>9</u>月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</p>
(新 設)	附 則
(新 設)	
(新 設)	<p><u>第1条</u> <u>定款第37条（事業年度）の規定にかかわらず、平成22年1月1日から始まる第32期事業年度は、平成23年3月31日までの15ヶ月間とする。なお、本附則は平成23年4月1日をもってこれを削るものとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>第2条</u> <u>定款第21条（取締役の任期）の規定にかかわらず、平成22年3月26日開催の第31回定時株主総会において選任された取締役の任期は、第32期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は第32期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削るものとする。</u></p>

4. 今後の見通し

決算期変更に伴う業績予想につきましては、確定次第速やかに開示いたします。

なお、本決算期変更に伴い、株主優待制度の割当基準日につきましても、3月31日及び9月30日に変更となります。